

京都府循環器病対策推進計画の策定に向けて

令和3年12月

1 計画策定の趣旨

国の循環器病対策推進基本計画に基づき、循環器病の予防、早期発見、早期治療、再発の予防等について、本府の循環器病対策を推進するため策定するもの。

2 計画期間

「京都府保健医療計画」の計画期間（次期改定年度（令和6年度））と整合性を図るため、令和4年度から令和5年度までの2年間

3 計画の構成（案）

- (1) 循環器病の予防や正しい知識の普及
- (2) 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
 - ①循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
 - ②救急搬送体制の整備
 - ③救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築
 - ④社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
 - ⑤リハビリテーション等の取組
 - ⑥循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
 - ⑦循環器病の緩和ケア
 - ⑧循環器病の後遺症を有する者に対する支援
 - ⑨治療と仕事の両立支援・就労支援
 - ⑩小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策

4 重点施策の方向性（案）

- (1) ビッグデータを活用したエビデンスに基づく予防対策の推進
- (2) 2次医療圏にとらわれない循環器医療ネットワークの構築（急性期～回復期）
- (3) 急性期～回復期・維持期・生活期等に係るリハ体制の構築
- (4) 循環器病に係る相談支援体制の整備及び後遺症対策の充実

5 スケジュール

京都府循環器病対策推進協議会を令和3年12月に開催し、2つの部会（「脳卒中部会」及び「心血管疾患部会」）を設置。新型コロナ感染症ウイルスの第6波を見据えつつ、十分審議・議論ができるように令和4年度中に京都府循環器病対策推進計画を策定する。